

陳情の取扱いに関する検討について

検討の背景

第3回政策検討会議(12月9日)において、「県民等による政策提言としてとらえるべき陳情があれば、政策につながるよう取り扱う必要がある」との提案

現状

陳情は、本会議へ上程し、全議員に配布。常任委員会においても参考配布のみ

- = 所管常任委員会委員へ二重に配布している。
- = 本会議・委員会で採決の対象となっていない。
- = 執行部の処理状況の報告を求めている。

陳情の取扱いに関する問題点

- 実質的な審査の機会が確保されていない。
- 陳情の処理に関する経過や結果が公開されていない。

目指すべき「誠実処理」の姿

- できる限り審査する。
- 審査・審議の経過や結果を公開する。
- 議会の審議に反映させる、または、願意の実現に配慮する。

※請願の取扱い

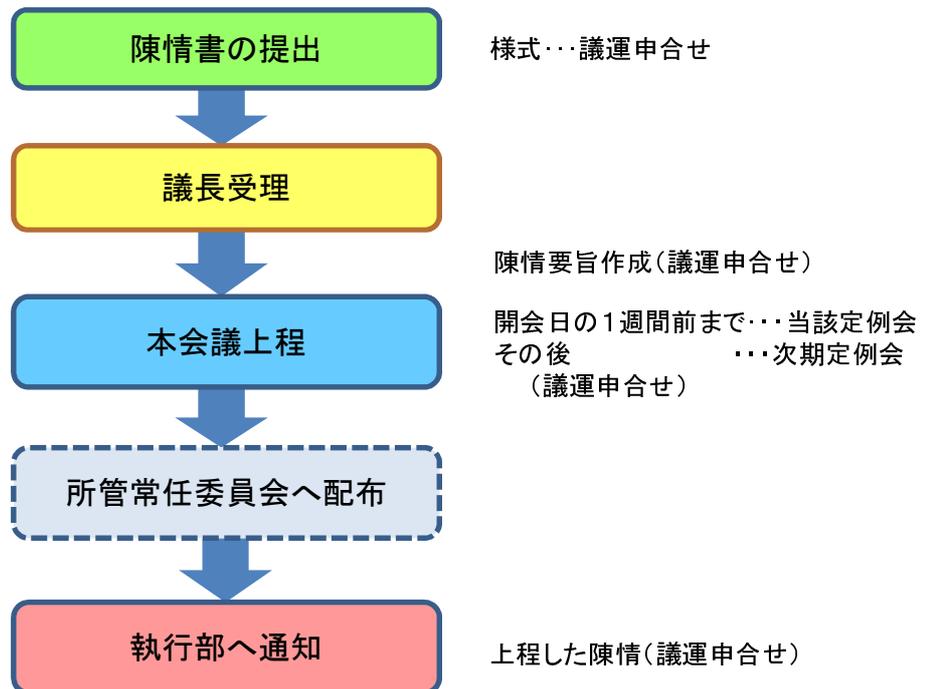
- = 付託委員会における審査
- = 委員会や本会議で採否を決することで公開
- = 請願の審査結果を知事へ送付、処理状況の報告を受ける

請願と陳情の違い
請願 紹介議員が必要
紹介議員は、委員会から
請願趣旨の申し出がある
ときは、これに応じなければ
ならない。
陳情 形式要件のみ

検討課題

- ① 陳情についても、必要と認められるものは、実質的な審査の機会を確保するよう検討
- ② 議会の審議を必要と認めるか協議する場の設置について検討

現行の処理順序



〈参考:陳情の処理パターン〉

(A)議長が陳情を受理するにとどめる。

- ・ 陳情には多種多様なものがあるので、議会の代表である議長が受理するにとどめ、必要により議員又は関係委員会に送付する。

(B)議長が所管委員会に送付する。

- ・ 県民等の要望であるとして、陳情を関係委員会に参考送付し、付託議案や所管事務調査の際に役立ててもらおう。(採否を決しない。)

奈良県の取扱い

(C)議長が全議員に陳情の写しを配布する。(→本会議で陳情の上程)

- ・ 県民等の要望として、全議員に知ってもらい、議会審議に役立ててもらおう。

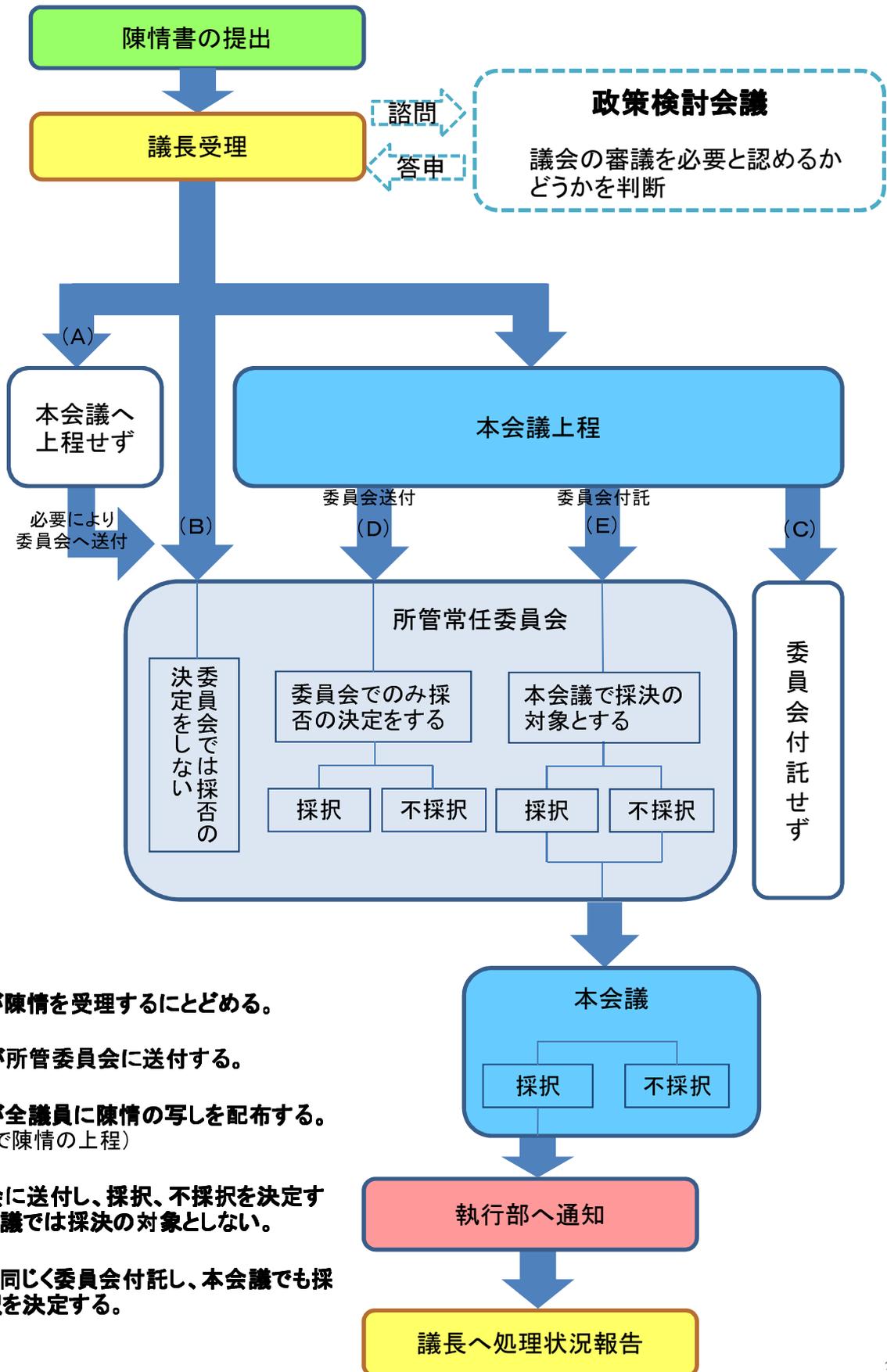
(D)委員会に送付し、採択、不採択を決定するが、本会議では採決の対象としない。

- ・ 委員会で採択した陳情のうち、必要があるものは執行機関に送付し、措置の状況の回答を求める。

(E)請願と同じく委員会付託し、本会議でも採択、不採択を決定する。

- ・ 陳情も県民等の意思であるので、議会の意思を明らかにする。
- ・ 委員会での採択、不採択を決定し、本会議でも採択、不採択を決定する。

陳情の処理パターン(フロー図)



- (A) 議長が陳情を受理するにとどめる。
- (B) 議長が所管委員会に送付する。
- (C) 議長が全議員に陳情の写しを配布する。
(→本会議で陳情の上程)
- (D) 委員会に送付し、採択、不採択を決定するが、本会議では採決の対象としない。
- (E) 請願と同じく委員会付託し、本会議でも採択、不採択を決定する。